

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回弘前市文化財審議委員会議
開 催 年 月 日	令和6年7月6日（土）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後3時10分まで
開 催 場 所	弘前市岩木庁舎2階 会議室3
議 長 等 の 氏 名	委員長 関根達人
出 席 者	委員長 関根達人 委員 岩瀬直樹 委員 岡田俊治 委員 内山淳一 委員 小松勇 委員 瀧本壽史 委員 中村琢巳 委員 古川祐貴 委員 山田巖子 委員 須藤弘敏
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	文化財課長 石岡博之 同課長補佐 小石川透 同課文化財保護係長 高木一誠 同課埋蔵文化財係長 蔦川貴祥 同課総括主査 一戸修 同課主査 棟方隆仁
会 議 の 議 題	(1) 金剛力士像の文化財指定可否について (2) 市指定文化財カエデの指定解除の可否について (3) その他
会 議 結 果	別添議事録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 諮問書（木造金剛力士立像） ・資料2 諮問書（カエデ） ・資料3 令和6年度弘前市の文化財保護行政について ・資料4 木村家庭園について ・資料5 弘前藩主津軽家関連画像について

<p>会 議 内 容 (発言者、発言内容、 審議経過、結論等)</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
---	------------------

【会議内容要旨】

議題1 金剛力士像の文化財指定可否について

事務局 木造金剛力士立像は令和5年4月に最勝院にて開催した、令和5年第1回の弘前市文化財審議委員会議で指定候補として皆様に現地で実見いただきました。令和5年5月24日付で最勝院より文化財指定申請書が提出されており、その後、須藤委員に調査いただいたものです。令和5年度の文化財審議委員会議において審議がなされ、文化財としての価値付けが明確になったと判断しましたので、指定について教育長より諮問させていただいたものであります。

関根委員長 ご意見、ご質問等無いようであれば、答申したいと思います。

弘前市文化財審議委員の会議運営規則第5条の定めるところにより、多数決を持って答申したいと思います。

諮問第1号 有形文化財（美術）最勝院所蔵「木造金剛力士立像」を指定することで答申することに賛成の委員は举手願います。

委員 (挙手)

関根委員長 出席委員中、10名全員の賛成、全会一致で指定することで答申いたします。

議題2 市指定文化財カエデの文化財指定解除の可否について

事務局 天然記念物「カエデ」が令和6年2月22日に倒木しました。原因は、前日までの強風によるものと推測されます。2月26日に岩瀬委員と現地で行い、回復は困難という見解を得ました。道路上に倒木しており通行の支障となるため、道路わきの所有者敷地内へ移動させております。3月1日付で所有者より弘前市指定文化財滅失、損傷、亡失届が提出されたものです。

岩瀬委員 今回倒木したのは、カエデの中でもイタヤカエデという樹種で、北海道・本州・四国・九州の山地に自生する木です。今回倒れた原因は、湿った重い雪が一気に降って、枝の間に重たい雪が溜まって、その重みに耐えられなくなって根返りして倒木したと考えております。倒れた根を見ましても、細い根しか残っていませんでした。通常支えるのに太い根が出ているものなのですけれども、その太い根はもう腐食して無くなっている状況ですので、この状態で植え戻したとしても、おそらくかなり太い支柱で支えが必要になります。このカエデの特徴として、他の樹木に比べて根が発生しにくいという性質がありますので、それらから考えましても、おそらく植え直しても回復の可能性は低いと判断して、今回の解除という経緯に至りました。

関根委員長 事務局の方から報告に続いて、岩瀬委員の方から説明がございましたが、この件に関しましてご質問・ご意見等ございますでしょうか。

内山委員 この樹木は樹齢何年ぐらいのものか。

岩瀬委員 弘前の文化財によりますと、500年と記載されております。大体東北で一番太いイタヤカエデで、秋田県の横手市にあるイタヤカエデで幹周が5.9m。今回のイタヤカエデはこの本の記載によりますと4.25m。横手市にある太いイタヤカエデは樹齢がたしか樹齢が460年くらい。その他にもイタヤカエデの喬木というのは大体200～300年というもので、500年であれば希少な木ではあると思います。

内山委員 昨年以前から葉っぱなんかも出ていなかったんですか。

岩瀬委員 実際には出ていますが、先程お話しましたように、根が衰弱しておりますので、枝や葉の数は正常な木よりもやっぱり数が少ない。木自体が樹勢が弱まっていたようです。この場所は道路があり、杉が両サイドにありまして、それで日当たりも悪いという条件も重なって衰弱していたと思われます。

関根委員長 それでは答申したいと思います。

弘前市文化財審議委員の会議運営規則第5条の定めるところにより、多数決をもって答申したいと思います。諮問第2号 天然記念物「カエデ」を指定解除することで答申することに賛成の委員は挙手願います。

委員 ～挙手～

関根委員長 出席委員中10名の賛成で、全員一致で指定解除することで答申します。

3. その他

1) 木村家庭園

事務局 「木村家庭園について」ということで説明させていただきます。市では文化庁の補助事業としまして、平成28年度から平成30年度にかけて、大石武学流の庭園の市内における悉皆調査を実施しております。その調査成果に基づいて、価値の高い3つの庭園が新たに国の指定に、他に登録記念物、名勝地としまして1つ庭園を登録しているところであります。調査によって、価値を認められた庭園、他に類例として10庭園ほど挙げているんですけども、その内の1つが今回出させていただいている木村家庭園です。

この庭につきましては、大正から昭和初期にかけて活躍した池田亭月が作庭したと伝えられている庭です。庭の形としましては、平成28、29、30で調査した際に作った平面図の方を付けております。さらに、昨年度、主屋の方も一応図面化しましたのでその平面立面、あとは内部の写真も添付しておりますが、主屋を含めてきちんとお庭も残っているのが多くなくて、調査報告書で価値があると言って載せた庭園の中でも主屋だけは最近の建物に建て替えてしまっているというのが結構多いです。ゆえに主屋ごとききちんと残っているこちらのお庭は非常に価値が高いということです。庭自体についてもそれほど改変の形跡が無くて、かつ大石武学流として大事な定石といいますか、枢要な部分はきちんと造りこまれて残っている。

維持管理についても完全に個人のお庭ですので、ご自身で管理されております。手の行き届いていない所もあったりはするんですけども、形をきちんと残してきたというのは非常に評価できるのではないかなと思っております。

大石武学流のお庭、発祥は大体近世末と考えられますが大体今残っているものは近代以降の庭が残っております。施主には2系統ありまして、明治のものが多いのですが、地域の富裕層が作った大きなお庭、例えば盛美園、金平成園、瑞楽園のようなもの。それとはまた別に、それ以降、特に池田亭月とかその後の外崎亭陽が得意とした、りんご農家の住宅庭園とい

うのがもう一つの潮流としてございます。この木村家庭園はそのりんご農家の住宅庭園の典型の1つであるといえると思います。木村家庭園についてはそういう形で今後も指定に向けて調査を是非進めていきたいと考えております。方向性が定まった段階で審議会の方にお諮りして、審議・検討していただければと思っているところであります。

中村委員 主屋の年代について、何か裏付けがあるのでしょうか。

事務局 建物自体の建築年時については、所有者に聞き取りをしたところ、正直よく分からないという話でしたが、建てた人は現在のご当主の祖父ということでしたので、戦前だという話で伺っております。実際登記の方を見ると、昭和25年の段階で保存登記をしていますのでそれ以前に建っていたということは明らかで、昭和の頭くらいではないかと思われま

中村委員 写真や書類を拝見すると、ご指摘のように瑞楽園みたいな幕末明治よりも新しく見えるんですが、もしかしたら大正とか昭和初期よりも古い可能性があるのかなという気がします。りんご農家として繁栄したからこそこういう風に鑑賞庭園が発達したというストーリーを踏まえた時に、質素な小屋も重要な構成要素、バックグラウンドを生み出す構成要素になると思います。どういう使い方をかつてしていたのかという所は庭園を生み出した背景にあると思うので、そういった視点をもっと注視したらいいと思います。

2) 弘前藩主津軽家関連画像

事務局 弘前藩主津軽家に関わる画像につきましては、これまで市の指定ですと革秀寺がお持ちの津軽為信公画像というのを指定しております。これは昭和38年の指定でかつこれ1件のみとなっております。ただし、市内には把握している分では表の通り残っております。これらにつきましては、分かっている範囲でも藩のお抱え絵師が描き、作成の来歴が判明しているものもあり、弘前市の歴史であるとか、御用絵師たちのそれぞれの肖像画における技術の水準を知る事ができるものであることから、今後、悉皆的に調査を実施して価値が認められるものから順次、市の指定を行って保存の措置をしていきたいと事務局では考えております。

こちらについては、内山委員の方とも相談しまして調査を進めたいというところで、ご快諾いただいているところです。調査につきましては、まず、長勝寺所蔵の物から進めたいと考えております。長勝寺でお持ちの物

につきましては、資料5の下の方の1から6まで一応長勝寺で現在所蔵している物となっている画像でして、まだこれは文化財として指定をしておらず、価値付けされていない物です。価値は明らかなのかもしれませんが、まだ指定をしてなかったのもので、まずはこれについて調査を行って、できれば市の指定にしたいと考えている所です。

この画像と最初の1, 2, 3の画像とほぼ同じ構図で、同じく為信、信枚、信義を描いた画像が今回黒石神社の所蔵となっております。今年に入ってから須藤先生と弘前市立博物館と高岡の森弘前藩歴史館の学芸員が実見してきております。長勝寺の持っている画像の価値を考える上で、黒石神社で持っている画像は非常に重要な存在ではないかと思っておりますので、須藤先生の方に実際ご確認いただいた所見をお願いしたいと思います。

須藤委員

黒石神社の画像は初めて見ましてびっくりしました。最後の方に極書のような目録があって、これは津軽信政による目録でして、これ自体が大変貴重な価値です。桐箱が写っていますが、さらに黒の漆塗りに金文字の箱でありますとか、二重三重に保存されてまして、信政公が自分より先々代にあたる為信公以来の肖像について詳しくここに記録を残してたというもので、黒石津軽家の方でもあまりこれは頻繁には公にはされてなかった物のようで、古文書の状態の方も大変良い状態でした。

肝心の絵の方ですが、おそらく長勝寺の画像はこの黒石神社のものを写したものの、第一転写本だろうと思えます。狩野家の奥絵師である狩野永真が初代為信を描きまして、洞雲が信枚を描きました。さらに津軽家とゆかりの深い養朴(常信)が信義の肖像を描いております。圧倒的に初代為信の絵が立派でありまして、そのあとは落ちるという感じです。ただ為信の黒石神社本の狩野永真筆の画像も、当然為信を観察して描いたものではありませんので、何らかの原本に従って描いたものと思えますが、衣装や上げ畳の表現も一番きちんとしております。

問題は、為信と信枚の像が狩野家、つまり将軍家のお抱え絵師が描いた肖像の方では黒いいわゆる袍の衣装なのに、長勝寺の方では為信以外の信枚、信義の像が赤い衣に描き変えられてしまっているところです。この辺の事情でありますとか、津軽家が狩野家に依頼して描かせた時点でも色々経緯があったのだらうと思われれます。また、現在の黒石神社の画幅の表具もオリジナルではないと思われれます。

あと一点だけ、「津軽為信公画像」という名前で革秀寺の画幅が指定になってますけども、これは正しくない。本来は「絹本着色津軽為信像」です。

内山委員 黒石神社の3幅は制作の経緯というのはどうでしょうか。最後の目録に制作の時期とか書かれていますか。

須藤委員 永真筆だとか洞雲筆だとかいうことを含めて、伝来は記すんですけども、誰が発注したのかというのはない。信政の時点では津軽家としては肖像画の礼拝像として伝来してたという事になります。ではなぜ分家の黒石の方に渡って弘前の津軽家に伝わらなかったというのも色々興味深いところではあります。

内山委員 黒石の方で何か分かってくると、こちらの制作経緯もまた分かってくる可能性もあるので、抱き合わせにしていかないと、これだけ単発でやってもどうなのかなという気がご説明を聞いていて思いました。今後検討しながらということで、明日長勝寺を調査させていただけるということなので、それを拝見した上で、また今後、文化財課と相談しながらやっていきたいと思えます。

瀧本委員 明治になって、黒石津軽家のその後の生活をどうしていくか、黒石津軽家はどう自分の財産を残していくのかということがあったわけですが、こども今後関わってくる可能性があるかも知れないと考えています。

黒石津軽家は分家な訳ですけども、画像をこちらが持っているということ自体に、本家と分家の関わりという視点もあるかなと思っております。そういう意味では、絵としてと歴史的な部分も両方抱き合わせで見ていく必要があるかなと考えております。いずれにしても、須藤先生がおっしゃったように、黒石にも3代の像、弘前にあるものよりも古くてもとものものに近いということであれば、やはり一緒に見比べながら、黒石の協力も得ながら進めていけたらなと思っております。

古川委員 文書が私も気になってまして、これは写しでないかなと思えます。1枚開いていますが、一般的な近世文書の折り方だとこの折り方はありませんので、まずどこから始まるのか。4つ折りして左上のところに「自家影目録」と書いてて、そこから始まっているようにも見えつつ、形式としては折紙のようにも見えるので、なのでこの文書自体をどうやって評価するのかというのは難しいなと思えます。ですのでこれは影写したものではないかと思われるんですが、包紙自体、信政公御筆と書いてるのを見ると、紙質は奉書ではないかと思うんですが、こちらの薄いと言ったほうが普通

の楮紙で、美濃紙に近いようなイメージのようにも見えるのでおそらく影写を意図した形で美濃紙を用いた可能性があるのかなと思います。おそらく原本は奉書紙とか、かなりしっかりした厚手の楮紙で作られてたような気がします。

これ自体どう解説するのかとか難しい問題ではあるんですけども、周辺の資料としてこれも落とすことはできないのかなと思います。原本が見つかることに越したことは無いが、これは写しは写しで価値のあるものだなと判断します。

関根委員長 長勝寺がお持ちの為信、信枚、信義について、制作年代、絵師が入っていますが、これは何かに書かれていますか？

事務局 これは「弘前藩庁日記」の「国日記」に出てきます。元禄4年にお抱え絵師の今村が江戸から国元に2月に入ってくるんですが、その時に長勝寺と百沢寺に3幅ずつ納めたという記事が出てきますので、制作年がわかります。

関根委員長 百沢寺にもあるということですか？

事務局 そうですね。ただ百沢寺の方は現在伝わってないです。現在、岩木山神社の方では持ってないです。

関根委員長 気になったのは1691年になんでこの3つを同時に詠えたのか、その歴史的な意図というか何か意味があったんだと思うので、その辺も今後調べていただけたらと思います。

以 上